

「印刷」の種目における機材の保有の確認について

資格区分「物品・委託等」の中の「印刷」の種目については、種目の登録にあたり、機材を保有していることが必要となります。機材の保有が確認できない場合は、当該種目の登録はできませんので御注意ください。

なお、「印刷」の種目ごとに必要な機材については、下記の【表2】「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧」を御確認ください。

(1) 申請方法

資格審査申請システムでの登録の申請後、下記の書類を御提出ください。

①設備等一覧表（第7号様式）

②償却資産申告書及び種類別明細書の写し、リース契約書の写し等、機材の保有が確認できる書類
なお、①設備等一覧表には保有している【表2】「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧」の「必要な機材」について記入し、②の書類には①で記載した該当する機材がわかるようにマーカー等で示してください。

(2) その他

機材の保有等を確認するため、実態調査を実施する場合があります。

【表2】「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧

印刷種目	細目	必要な機材
一般印刷	オフセット印刷	オフセット印刷機、デジタル印刷機
	端物印刷	
	軽印刷	
	封筒印刷	
フォーム印刷		フォーム印刷機
地図作成		オフセット印刷機、フォーム印刷機、 その他印刷機（オンデマンド印刷機を除く）
特殊印刷		
製本		綴じ機